

- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (3) 行政文書 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。
- (4) 公文書 富山県公安委員会文書管理規則（平成13年富山県公安委員会規則第11号）第2条に規定する文書をいう。
- (5) 個人情報取扱事務登録簿 条例第3条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿をいう。

（公安委員会が管理する個人情報）

第3条 公安委員会が管理する個人情報は、富山県公安委員会文書管理規則第4条第1項各号に掲げる公文書に記録されている保有個人情報その他の公安委員会が自ら取り扱う事務に係る個人情報とする。

（総括個人情報管理者）

第4条 公安委員会における個人情報の管理に関する事務（以下「個人情報管理事務」という。）を総括するため、総括個人情報管理者を置き、富山県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

（個人情報管理担当者）

第5条 公安委員会に、個人情報管理担当者を置く。

2 個人情報管理担当者には、富山県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室の係員から総括個人情報管理者が指名する者をもって充てる。

3 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者を補佐するものとする。

（正確性の確保）

第6条 公安委員会が管理する個人情報を取り扱う職員（以下「職員」という。）

は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、個人情報を取り扱う

事務の目的を達成するために必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第7条 総括個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報及び当該保有個人情報が記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(廃棄及び削除)

第8条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている行政文書を廃棄するときは、溶解その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第9条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

2 総括個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その原因を調査するものとする。

3 総括個人情報管理者は、第1項の規定により報告を受けた漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

県道 朝日宇奈月線	下新川郡朝日町道下字西川原1293番2から	変更前	最大 最小	7.6 6.5	184.4	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町道下字南川原1331番2まで	変更後	最大 最小	8.3 7.3		

富山県告示第78号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月20日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年2月20日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 朝日宇奈月線	下新川郡朝日町道下字西川原1293番2から 下新川郡朝日町道下字南川原1331番2まで	令和5年2月20日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県告示第79号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月20日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・254号 経堂中間島線

3 事業地

(1) 収用の部分 富山市金代、富山市町新、富山市中間島二丁目、富山市大江干地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成21年12月11日から令和6年3月31日まで